

## ＜改善報告書検討結果（神戸学院大学）＞

### [1] 概評

2017（平成29）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、改善勧告として1項目、努力課題として9項目の改善報告を求めた。これを受け、貴大学では、「自己点検評価委員会」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでいるものの、改善が認められない項目がみられるため、以下に示すもののうち改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

改善勧告に関しては、研究指導計画（改善勧告No.1）について、法学研究科博士後期課程、栄養学研究科修士課程及び食品薬品総合科学研究所博士後期課程において策定していなかったものの、その後研究指導計画が策定され、それに基づいた研究指導、学位論文作成指導を開始しており、改善が認められる。

一方で、努力課題に関しては、第一に、教育課程の編成・実施方針（努力課題No.1）について、総合リハビリテーション学研究科では、学位課程ごとに同方針を定めたものの、その内容はほとんど同一であることから、更なる改善が望まれる。なお、同研究科修士課程の医療リハビリテーション専攻と社会リハビリテーション専攻では、授与する学位が異なるにも関わらず、方針が区別されていないため、あわせて改善に取り組むことが望まれる。

第二に、リサーチワークとコースワークの適切な組み合わせ（努力課題No.2）について、人間文化学研究科博士後期課程では、人間文化学研究科規則を改訂し、同課程に授業科目を設置することを定め、従来修士課程に「研究科共通基礎科目」として設定していた「ワークショップ」科目を博士後期課程に導入したものの、この科目群が総体としてコースワークに該当するとは認められないことから、引き続き改善が望まれる。

第三に、1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.4）について、指摘された総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科及び法学部法律学科において、履修登録単位数の上限を適切に設定し、改善を図っている。ただし、教職課程をはじめとする卒業要件に含まれない資格課程科目は、1年間に履修登録できる単位数の上限に含めないことを認めていることから、単位数の上限設定制度が形骸化しないよう十分注意されたい。

第四に、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）（努力課題No.5）について、薬学研究科において、研究科独自の教育に関するFDを定期的に行うことを決定したものの、実績がまだないことから今後の着実な実施が望まれる。

第五に、編入学生の受け入れ（努力課題No.7）について、編入学定員に対する編入学生数比率が法学部法律学科で0.50といまだ低いことから、引き続き改善が望まれる。

第六に、大学院の学生の受け入れ（努力課題No.8）について、収容定員に対する在籍学生数比率が、経済学研究科修士課程で0.33、人間文化学研究科修士課程で0.45と低く、法学研究科博士後期課程及び食品薬品総合科学研究所博士後期課程では在籍学生がいないことから、引き続き改善が望まれる。

第七に、教育研究等環境（努力課題No.9）について、ポートアイランドキャンパスの図書館では、配置されている委託職員に司書が含まれているものの、専門的な知識を有する専任職員を配置していないので、引き続き改善が望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

## [2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

## [3] 各指摘事項に対する改善状況

### 1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目 指摘事項	4. 教育内容・方法・成果  総合リハビリテーション学研究科の教育課程の編成・実施方針が、修士課程と博士後期課程で区別されていないため、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	教育課程の編成・実施方針の適切性の検証について、総合リハビリテーション学部と合同の「総務委員会」において実施し、修正内容は「総合リハビリテーション学研究科委員会」で審議・決定し取り組んでいたが、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、修士課程と博士後期課程の区別なく定めていた。
	評価後の改善状況	2017年12月6日開催の「総合リハビリテーション学研究科委員会」において、修士課程と博士後期課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について見直しを行い、課程ごとに定め、改善を図った（資料1-1-1～1-1-3）。なお、改善した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は大学ホームページへの掲載や大学院履修要項等を用いて周知している（資料1-1-4～1-1-9）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料1-1-1 2017年12月6日研究科委員会次第 資料1-1-2 2017年12月6日研究科委員会CP検討資料 資料1-1-3 2017年12月6日研究科委員会議事録 資料1-1-4	

	<p>本学 HP 大学院 総合リハビリテーション学研究科  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/rehabilitation/">https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/rehabilitation/</a></p> <p>資料 1-1-5      本学 HP 大学紹介 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.html">https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/policy/curriculum.html</a></p> <p>資料 1-1-6 2018 年度大学院履修要項 (P. 89)</p> <p>資料 1-1-7 2019 年度大学院履修要項 (P. 109)</p> <p>資料 1-1-8 2020 年度大学院履修要項 (P. 107)</p> <p>資料 1-1-9 2021 年度大学院履修要項 (P. 121)</p>
--	---

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	法学研究科及び人間文化学研究科の博士後期課程は、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないため、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	評価当時の状況	法学研究科博士後期課程では、教育課程の適切性の検証を「自己点検評価委員会」のもとの「法学研究科小委員会」において実施し、「法学研究科委員会」で改善を行ってきた。評価当時は「研究指導」においてリサーチワークを行っていたが、コースワークに相当する科目を設けていなかった。  人間文化学研究科博士後期課程では、教育課程の適切性の検証を人文学部と共に設置している「教育・研究委員会」の検討結果をふまえ、「人間文化学研究科委員会」において最終審議を行ってきた。評価当時は「教育・研究委員会」において導入の検討を行い、2018（平成 30）年度よりリサーチワークにコースワークを適切に組み合わせる予定としていた。
	評価後の改善状況	法学研究科博士後期課程については、2018 年度に「法学研究科教務委員」で検討を行い、2019 年 11 月 26 日の「法学研究科委員会」にて、リサーチワークとして「研究演習」、コースワークとして「研究特殊講義」を設置することになった（資料 1-2-

	<p>1、1-2-2)。その後、2020年3月5日大学院委員会にて神戸学院大学大学院法学研究科規則の一部改正について審議の結果、了承された（資料1-2-3）。2021年度より開始し、大学院履修要項等を用いて周知している（既出資料1-1-9）。</p> <p>人間文化学研究科博士後期課程については、「教育・研究委員会」において導入の検討を行い、2017年6月7日開催「人間文化学研究科委員会」にて2018年度より博士後期課程に研究科共通コースワーク科目を導入し、同時に各専攻に特別研究を設定することを決定した（資料1-2-4～1-2-8）。これにより、リサーチワークとコースワークの適切な組み合わせが実現し、博士後期課程に相応しい教育内容となった。なお、導入された科目については大学院履修要項等を用いて周知している（既出資料1-1-6～1-1-9）。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 法学研究科博士後期課程 資料1-2-1 2019年11月26日研究科委員会議事録（抄録） 資料1-2-2 2019年11月26日研究科委員会資料 資料1-2-3 2020年3月5日大学院委員会資料2 神戸学院大学大学院法学研究科規則一部改正の件 既出）資料1-1-9 2021年度大学院履修要項（P.26～33）</p> <p>人間文化学研究科博士後期課程 資料1-2-4 神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則改正案_2017年6月7日 研究科委員会審議資料 資料1-2-5 神戸学院大学大学院人間文化学研究科履修規程改正案_2017年6月 7日研究科委員会審議資料 資料1-2-6 人間文化学研究科委員会議事録（一部）（2017年6月7日） 資料1-2-7 2017年9月14日大学院委員会資料2 神戸学院大学人間文化学研究科規則一部改正の件 資料1-2-8 2017年9月14日大学院委員会資料5 神戸学院大学大学院人間文化学研究科履修規程一部改正の件 既出）資料1-1-6 2018年度大学院履修要項（P.63～72） 既出）資料1-1-7 2019年度大学院履修要項（P.65～73）</p>

	既出) 資料 1-1-8 2020年度大学院履修要項 (P.66~74) 既出) 資料 1-1-9 2021年度大学院履修要項 (P.78~86)
--	--

No.	種 別	内 容
3	基準項目 指摘事項	4. 教育内容・方法・成果  経済学研究科博士後期課程では、在籍学生がいないため非開講となっている科目のシラバスが作成されていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	教育内容・方法の改善については、研究科長、大学院委員会委員、経済学研究科自己点検評価小委員会委員、大学院教務委員などを中心に検討し、その結果を「経済学研究科委員会」に報告し、協議・審議を経て決定することとしていた。くわえて、専攻ごとに教育・指導に関する意見交換会を実施していた。適切なシラバスを作成するよう、研究科長の責任のもと、研究科教務委員により担当教員への周知が図られるとともに、記載内容の確認を行っていたが、経済学研究科博士後期課程は在籍学生がおらず、博士後期課程の科目は全て非開講だったためシラバスを作成していなかった。
	評価後の改善状況	2018年2月14日開催「経済学研究科委員会」で博士後期課程の科目のシラバス作成の必要性を説明し、2019年度の全科目のシラバス作成・公開を行うよう求めた(資料1-3-1)。いくつかの博士後期課程の科目については2018年度よりシラバスを作成・公開した。また、2018年9月15日には博士後期課程のシラバス作成についてのFD研修会を開いた(資料1-3-2)。  2019年4月より博士後期課程の講義科目のシラバスを作成・公開した。2020年7月24日及び9月12日「経済学研究科委員会」において経済学研究科博士後期課程の科目の追加、廃止等について審議のうえ了承された(資料1-3-3~1-3-4)。  また、2020年12月17日開催「大学院委員会」において、神戸学院大学大学院経済学研究科規則一部改正について審議を行い了承され、2021年度か

	<p>らの新カリキュラムにおいては、担当者がいないためにシラバスが作成できない事態を解消した（資料 1-3-5）。</p> <p>なお、2021 年度からは経済学研究科全体として、非開講の演習についてもシラバスを作成・公開することを 2020 年 12 月 8 日開催「経済学研究科委員会」で決定した（資料 1-3-6、1-3-7）。演習・特別演習は研究指導の場、特殊講義・特殊研究は講義科目としての役割を明確にして作成するよう依頼し、2021 年 4 月より演習科目のシラバスについて作成・公開した（資料 1-3-8、1-3-9）。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 1-3-1 経済学研究科委員会議事録(2018 年 2 月 14 日) 【協議事項】1. 博士後期課程シラバスの件</p> <p>資料 1-3-2 経済学研究科 FD 研修報告書(2018 年 9 月 15 日)</p> <p>資料 1-3-3 大学院経済学研究科委員会議事録 (2020 年 7 月 24 日) 審議事項 1～8</p> <p>資料 1-3-4 大学院経済学研究科委員会議事録(2020 年 9 月 12 日) 審議事項 3. 4</p> <p>資料 1-3-5 大学院委員会議事報告書 (2020 年 12 月 17 日)</p> <p>資料 1-3-6 経済学研究科委員会議案(2020 年 12 月 8 日)審議事項 3</p> <p>資料 1-3-7 経済学研究科委員会議案(2020 年 12 月 8 日)審議事項 3 資料 3 経済学研究科演習科目のシラバス作成・公開について</p> <p>資料 1-3-8 2020 年度 経済学研究科 博士後期課程シラバス <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/company/syllabus/syllabus_zenki2020.html">https://www.kobegakuin.ac.jp/company/syllabus/syllabus_zenki2020.html</a></p> <p>資料 1-3-9 シラバス (2021 年度) <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/company/syllabus/syllabus.html">https://www.kobegakuin.ac.jp/company/syllabus/syllabus.html</a></p>

No.	種 別	内 容
4	基準項目 指摘事項	<p>4. 教育内容・方法・成果</p> <p>1 年間に履修登録できる単位数の上限について、総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科では、1 年次の前期・後期とも 29 単位と高く、2 年次の前期では、29 単位と設定されている。2 年次の後期からコース分けがあり、これを受けて社会福祉士コースでは、2 年次の後期から 4 年次の後期にかけて各学期とも 29 単位と高</p>

	<p>い。また、編入学生について、法学部法律学科では前期・後期とも2年次では34単位、3、4年次では32単位、経済学部経済学科では3、4年次において前期・後期とも28単位、経営学部経営学科では、前期・後期とも2年次では26単位、3、4年次では30単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。</p>
評価当時の状況	<p>総合リハビリテーション学部の教育内容・方法の改善については、「教務委員会」や「学科会議」で検討し、その結果を「総務委員会」の議を経て、「総合リハビリテーション学部教授会」で審議し、改善につなげていた。社会リハビリテーション学科では、全員が社会福祉士国家試験を受験する前提で、1年次の前期・後期・2年次の前期とも29単位と設定していたが、2年次後期から社会福祉士国家試験を受験するコースと受験しないコースを選択できることとしたことにより社会福祉士国家試験を受験するコースでは、2年次の後期から4年次の後期にかけて各学期とも29単位と設定していた。なお、社会福祉士国家試験を受験するコースの学生に対して、2年次以降、専門科目（社会福祉士指定科目）が数多く配当されているため、できる限り1年次に共通教育科目（卒業までに10単位以上）を履修するように指導してきた。</p> <p>法学部法律学科では、教育内容・方法等の改善を図るために、FD委員会、「教育プロジェクト」、キャリア教育センターが中心となり、改善案を検討し、教授会に報告し、改善を図っていたが、編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限について、前期・後期とも2年次では34単位、3、4年次では32単位と高く設定していた。</p> <p>経済学部経済学科では、教育内容・方法等の適切性の検証を「自己点検評価委員会」のもとにおかれた「経済学部小委員会」やFD研修会で行い、そ</p>

	<p>の結果を「活性化委員会」や教授会で検討し改善に繋げていたが、編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限について3、4年次において前期・後期とも28単位と高く設定していた。</p> <p>経営学部経営学科では、授業内容・方法等の改善を図るために、学生と学部長をはじめとする教員の懇談会を行っていたが、編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限については前期・後期とも2年次では26単位、3、4年次では30単位と高く設定していた。</p>
評価後の改善状況	<p>総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科では、専門科目は、基本科目から応用科目へと学習の展開をふまえて年次配当している。そのため、社会福祉士と精神保健福祉士の双方の資格を希望する学生（例年5名前後）にとっては、上限を29単位としなければならない側面があった。なお、社会福祉士を目指す学生に対して、2年次以降、専門科目（社会福祉士指定科目）が数多く設定されているため、できる限り1年次に共通教育科目（卒業までに10単位以上）を履修するように指導してきた。</p> <p>2021年度に社会福祉士と精神保健福祉士養成課程のカリキュラム改訂に伴い、社会福祉士養成課程は再編された。また精神保健福祉士養成課程も社会福祉士養成課程との重複科目が増えた。2020年5月13日、8月5日「総合リハビリテーション学部教授会」にて審議を行い、2021年度から社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラム改正に伴い1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満とすることを決定した（資料1-4-1）。</p> <p>なお、「履修の手引き」等を用いて1年間に履修登録できる単位数の上限を周知している（資料1-4-2）。</p> <p>また、編入学生について、法学部法律学科では</p>

	<p>2018年度に「法学部教務委員」が検討を行い、2019年7月9日「法学部教授会」にて、1年間に履修登録できる単位数の上限を3、4年次において前期・後期とも24単位とすることを決定した（資料1-4-3）。</p> <p>なお、「履修の手引き」等を用いて1年間に履修登録できる単位数の上限を周知している（資料1-4-4）。</p> <p>経済学部経済学科では、2018年2月16日開催「経済学部教授会」で審議を行い、編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限を2018年度入学生からは48単位（前期24単位、後期24単位）とすることを決定した（資料1-4-5）。また、2019年度の入学生より新しいカリキュラムを適用しているが、新カリキュラムにおいても編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限は、引き続き48単位（前期24単位、後期24単位）としている。</p> <p>なお、「履修の手引き」等を用いて1年間に履修登録できる単位数の上限を周知している（資料1-4-6～1-4-9）。</p> <p>経営学部経営学科では、2017年12月20日に開催した2017年度第8回「経営学部教授会」において、編入学生の1年間に履修登録できる単位数の上限を各学年の前期・後期とも24単位（年間48単位）に変更する事が提案（審議）され、承認された（資料1-4-10）。</p> <p>なお、「履修の手引き」等を用いて1年間に履修登録できる単位数の上限を周知している（資料1-4-11～1-4-14）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合リハビリテーション学部</li> </ul> <p>資料1-4-1 総合リハビリテーション学部教授会            (2020年5月13日、2020年8月5日) 議事録（抄録）学科目履修規則改正            資料1-4-2 2021年度総合リハビリテーション学部履修の手引き（P.124）</p>

・法学部法学科

資料 1-4-3 2019 年 7 月 9 日開催教授会議事録

資料 1-4-4 2021 年度法学部履修の手引き (P. 101)

・経済学部経済学科

資料 1-4-5 経済学部教授会議事録(2018 年 2 月 16 日)

2 号議案 (5) 編転入生の履修制限の件

資料 1-4-6 履修の手引き 2018 経済学部 60 ページ

資料 1-4-7 履修の手引き 2019 経済学部 62 ページおよび 116 ページ

資料 1-4-8 履修の手引き 2020 経済学部 66 ページおよび 120 ページ

資料 1-4-9 履修の手引き 2021 経済学部 66 ページおよび 118 ページ

・経営学部経営学科

資料 1-4-10 2017 年度第 8 回経営学部教授会資料及び議事録

資料 1-4-11 履修の手引 2018 経営学部 61 ページ：履修制限

資料 1-4-12 履修の手引 2019 経営学部 61 ページ：履修制限

資料 1-4-13 履修の手引 2020 経営学部 67 ページ：履修制限

資料 1-4-14 履修の手引 2021 経営学部 65 ページ：履修制限

No.	種 別	内 容
5	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	薬学研究科において、研究科独自の教育の観点に特化した F D 活動が行われていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	研究・教育内容の向上を目的として、学部と連動して、各種 F D 活動等を行っていたが、研究科独自の教育の観点に特化した F D 活動は行っていなかった。
	評価後の改善状況	薬学研究科博士課程において、2021 年度より年 1 回以上、教育に関連する FD 講演会を主催することを 2021 年 4 月 16 日薬学研究科委員会メール会議にて決定した（資料 1-5-1）。また、2021 年 9 月 6 日、研究科主催のセミナーを計画している。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
資料 1-5-1 2021 年 4 月 16 日薬学研究科委員会メール会議議事録		

No.	種 別	内 容
6	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	法学研究科修士課程及び博士後期課程、栄養学研究科修士課程、薬学研究科博士課程、食品薬品総合科学研究科博士後期課程において学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『大学院履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	法学研究科修士課程及び博士後期課程、栄養学研究科修士課程、食品薬品総合科学研究科博士後期課程においては、審査手続きや学位論文の水準の規定を明文化していなかった。また、薬学研究科博士課程においては、薬学研究博士学位取扱内規は明記していたが、学位論文の水準を満たす定義については明記していなかった。
	評価後の改善状況	<p>法学研究科修士課程及び博士後期課程においては、2018年度に「大学院教務委員」が上位規程との整合性も考慮しながら検討を行った。2019年度には学位論文審査基準（案）を策定し、2020年2月12日開催の「法学研究科委員会」にて承認された（資料1-6-1、1-6-2）。2020年度の「大学院履修要項」に学位論文審査基準を明記し周知を行った。また、大学HPでも公表している（資料1-6-3、1-6-4、既出資料1-1-8、1-1-9）。</p> <p>栄養学研究科修士課程においては、2018年度より学位論文審査基準の明文化に向けて方針の策定に着手し、2019年1月23日開催「栄養学研究科委員会」において審議のうえ、最終案として提出された学位論文審査基準（案）が2019年2月27日開催の「栄養学研究科委員会」にて承認された（資料1-6-5、1-6-6）。本基準は、2020年度より「大学院履修要項」に学位論文審査基準（p140）として明記し周知を行い、また、大学HPでも公表している（資料1-6-7、1-6-8、既出資料1-1-8、1-1-9）。</p> <p>薬学研究科博士課程においては、2012年度より薬学研究科博士学位取扱内規を制定していたが、学位論</p>

	<p>文の水準を満たす定義については明記していなかった（既出資料 1-1-9）。また、学生への提示が不十分であった。2020 年 3 月 10 日開催「薬学研究科委員会」において審議のうえ、学位論文審査基準を策定し、2020 年度より適用することになった（資料 1-6-9、1-6-10）。「大学院履修要項」に学位論文審査基準を明記し周知を行った（既出資料 1-1-9）。また、大学HPでも公表している（資料 1-6-11、1-6-12）。</p> <p>食品薬品総合科学研究科博士後期課程においては、2018 年度より学位論文審査基準の明文化について検討を開始し、2020 年 2 月 26 日開催「食品薬品総合科学研究科委員会」にて審議のうえ、最終案が承認された（資料 1-6-13）。本基準は、2020 年度より「大学院履修要項」に学位論文審査基準（p170）として明記し周知を行い、また、大学HPでも公表している（資料 1-6-14、1-6-15、既出資料 1-1-8、1-1-9）。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>法学研究科修士課程及び博士後期課程</p> <p>資料 1-6-1 2020 年 2 月 12 日法学研究科委員会議事録（抄録）</p> <p>資料 1-6-2 学位請求論文の審査基準（2020.02.12 研究科委員会承認）</p> <p>資料 1-6-3 法学研究科HP  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/law/">https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/law/</a></p> <p>資料 1-6-4 学位請求論文の審査基準（2020.02.12 研究科委員会承認）  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/01_law_kijun.pdf">https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/01_law_kijun.pdf</a></p> <p>既出) 資料 1-1-8 2020 年度大学院履修要項（P. 32）</p> <p>既出) 資料 1-1-9 2021 年度大学院履修要項（P. 35）</p> <p>栄養学研究科修士課程</p> <p>資料 1-6-5 栄養学研究科委員会資料（2019 年 1 月 23 日開催）</p> <p>資料 1-6-6 栄養学研究科委員会資料（2019 年 2 月 27 日開催）</p> <p>資料 1-6-7 栄養学研究科HP  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/nutrition/">https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/nutrition/</a></p> <p>資料 1-6-8 栄養学研究科学位論文審査基準  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/06_nutrition_">https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/06_nutrition_</a></p>

	<p>kijun.pdf</p> <p>既出) 資料 1-1-8 2020 年度大学院履修要項 (P. 140)</p> <p>既出) 資料 1-1-9 2021 年度大学院履修要項 (P. 157)</p> <p> 薬学研究科博士課程</p> <p>既出) 資料 1-1-9 2021 年度大学院履修要項 (P. 165)</p> <p style="padding-left: 2em;">薬学研究博士学位取扱内規 (2012 年 4 月制定)</p> <p>資料 1-6-9 2020 年 3 月 10 日薬学研究科委員会 議事録 (抄録)</p> <p>資料 1-6-10 2020 年 3 月 10 日薬学研究科委員会 資料抜粹</p> <p>資料 1-6-11 薬学研究科 H P</p> <p><a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/pharmacy/">https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/pharmacy/</a></p> <p>資料 1-6-12 薬学研究科学位論文審査基準</p> <p><a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/07_pharmacy_kijun.pdf">https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/07_pharmacy_kijun.pdf</a></p> <p>既出) 資料 1-1-9 2021 年度大学院履修要項 (P. 162) 学位論文審査基準</p> <p> 食品薬品総合科学研究科博士後期課程</p> <p>資料 1-6-13 食品薬品総合科学研究科委員会議案(2020 年 2 月 26 日)審議事項 4</p> <p>資料 1-6-14 食品薬品総合科学研究科 H P</p> <p><a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/food_medicine/">https://www.kobegakuin.ac.jp/graduate_school/food_medicine/</a></p> <p>資料 1-6-15 食品薬品総合科学研究科学位論文審査基準</p> <p><a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/08_food_kijun.pdf">https://www.kobegakuin.ac.jp/files/graduate_school/08_food_kijun.pdf</a></p> <p>既出) 資料 1-1-8 2020 年度大学院履修要項 (P. 170)</p> <p>既出) 資料 1-1-9 2021 年度大学院履修要項 (P. 189)</p>
--	---

No.	種 別	内 容
7	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	編入学定員に対する編入学生数比率について、法学部法律学科で 0.50、人文学部人文学科 0.17 と低いので、改善が望まれる。

評価当時の状況	<p>法学部、人文学部とともに 2016 年度より編入学定員を減らして対策を行っていた。</p> <p>法学部法律学科では、入試に関する諸問題を検討する会議体として、入試プロジェクトを設けていた。入試プロジェクトが検討の結果、入学者選抜の方法等に改善が必要と判断を行った場合、教授会で改善策を提案し、承認されれば実施していた。</p> <p>人文学部人文学科では、入学試験制度の見直しは入学センター委員、入試総務委員を中心に検討を行い、入学試験種別の選考方法、募集人員などに関して、人文学部 F Dにおいて入学試験制度の課題を学部教員で共有したうえで、人文学部教授会において審議のうえ、決定していた。</p> <p>学生募集及び入学者選抜の適切性の検証は、自己点検・評価の過程で各学部の「自己点検評価小委員会」で行っていた。</p> <p>大学全体では、指定校編入試験制度を設けており、47 校への出願書類送付を行い、また、指定校を含む短期大学等編入学対象校への案内の強化等を計画するなどして定員充足に向けて取組みを行っていたが、成果が出るまでには至らなかった。</p>
評価後の改善状況	<p>法学部法律学科においては、2017 年度入試より編入学定員を 4 名とし、法学部広報誌を通じて公務員合格者数、宅建士合格者数の実績をアピールして、編入学生の受け入れに役立てていた（資料 1-7-1～1-7-3）。成果が少しずつ表れてきたが、目指すべき比率にはまだ達していない。</p> <p>認証評価受審当時の編入学定員に対する編入学生数比率は 0.50 であったが、2021 年 5 月 1 日現在も 0.50（編入学生数 4 名/編入学収容定員 8 名）である（資料 1-7-5）。</p> <p>人文学部人文学科においては、学部内では、2018 年 11 月 13 日「人文学部・人間文化学研究科自己点検小委員会」で短大等指定校を増やして更なる募集の強化を図ることについて審議を行った（資料 1-7-4）。認証評価受審当時の編入学定員に対する編入学</p>

	生数比率は 0.17 であったが、2021 年 5 月 1 日現在は 1.00（編入学生数 8 名 / 編入学収容定員 8 名）である（資料 1-7-5）。
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学部</li> </ul> <p>資料 1-7-1 2015 年 11 月 24 日第 14 回法学部教授会議事録（編入学定員の変更）</p> <p>資料 1-7-2 公務員採用者多数 兵庫県警採用実績全国トップクラス</p> <p>資料 1-7-3 宅地建物取引士資格試験に本学現役生 67 人が合格 合格率 86% に</p> <p>・人文学部</p> <p>資料 1-7-4 2018 年度第 6 回（2018 年 11 月 13 日）自己点検小委員会議事録[編入学定員充足の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体</li> </ul> <p>資料 1-7-5 大学基礎データ表 3、4（大学基準協会 2017 年度様式）（2021 年 5 月 1 日現在）</p> <p>資料 1-7-6 2018～2020 神戸学院大学 大学データ集（H P）  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/data.html">https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/data.html</a></p> <p>資料 1-7-7 2021 年度 編・転入学試験要項  <a href="https://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2021henten.pdf">https://www.kobegakuin.ac.jp/admission/01information/info/admissions/pdf/2021henten.pdf</a></p>

No.	種 别	内 容
8	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で 0.33、経済学研究科修士課程で 0.23、人間文化学研究科修士課程で 0.29、栄養学研究科修士課程で 0.31 と低く、法学研究科、経済学研究科、食品薬品総合科学研究科の博士後期課程では在籍学生がいないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	法学研究科修士課程、博士後期課程の定員充足率について、合否判定会議の折りに各専攻の状況に関する認識を共通にしつつ検証を行っていた。学生募集と選抜等に関しては大学院ガイダンス前に研究科で継続的に検討を行っていた。2017 年度には入学定員の見直し（修士課程法学専攻 10 名から 8 名に、国際関係法学専攻 8 名から 4 名に、

	<p>博士後期課程 5 名から 3 名に変更)を行った。</p> <p>経済学研究科修士課程、博士後期課程について、2017 年度以降の入学定員の見直し(修士課程経済学専攻及び経営学専攻は 10 名から 3 名に、博士後期課程 5 名から 2 名に変更)を行った。また、学費負担の軽減による入学定員の確保を図るために、修士課程の修業年限(2 年)を 3 年に延長する長期履修制度を導入した。</p> <p>人間文化学研究科修士課程について、定員が充足できない状態が継続していたため、人間行動論専攻および地域文化論専攻において 2017 年度大学院入試より入学定員を 8 名から 4 名、12 名から 6 名とそれぞれ半分にすることを 2015 年 12 月 16 日開催「人間文化学研究科委員会」で決定した。また、学部学生に対して大学院説明会を開催するなど、定員充足に向けた取組みを行っていた。</p> <p>栄養学研究科修士課程について、修業年限を最長 4 年とする長期履修制度を設けていた。また、大学院在学中に病院等において管理栄養士または臨床検査技師の有資格者として、臨床現場での実践的な学びができる科目を開講している等本学学部在学生にも就職講演会、卒業研究発表会等で積極的に周知し、大学院進学の意欲を醸成するよう計画していた。</p> <p>食品薬品総合科学研究科博士後期課程について、食品薬品総合科学研究科委員の研究能力の底上げ(毎年の業績開示)、そして修士課程学生から、博士後期課程進学率をあげる組織(ワーキンググループ)を立ち上げる計画を立てていた。</p> <p>なお、学生募集及び入学者選抜の適切性の検証は、自己点検・評価の過程で各学部・研究科の「自己点検評価小委員会」で行っていた。</p> <p>いずれの研究科、課程においても、定員充足に</p>
--	--

	<p>向けて取組みを行っていたが、成果が出るまでには至らなかった。</p>
評価後の改善状況	<p>法学研究科修士課程、博士後期課程においては、指摘を受け、「法学研究科委員会」において検討を行い、2018年度入学試験より「社会人特別入試」を実施し、社会人受験者の数を増やした（資料1-8-1）。2021年度より、開講科目の単位を4単位から2単位に変更し、柔軟なカリキュラムとなったことを進学説明会などの機会にアピールした（資料1-8-2）。また、2021年4月に向け、修士課程「国際関係専攻」の募集停止と定員の削減と併せて法学研究科委員会で検討したが、大学院の再編を行う動きが大学全体であり、「募集停止案」については、継続して検討を行っている。</p> <p>法学研究科修士課程の認証評価受審当時の収容定員に対する在籍学生数比率は0.33であったが、2021年5月1日現在は0.50（在籍学生数12名/収容定員24名）である（既出資料1-7-5）。法学研究科博士後期課程は認証評価当時、在籍学生がいなかつたが、2021年5月1日現在も在籍学生はない（在籍学生数0名/収容定員9名）（既出資料1-7-5）。</p> <p>経済学研究科修士課程、博士後期課程においては、指摘を受け、経済学研究科委員会において検討を行い、継続的に入試制度の整備を行ってきた。まず、2018年6月22日開催の経済学研究科委員会において修士課程・博士課程の英語外部試験に「IELTS」と「実用英語検定試験」を追加し、2019年2月13日開催の経済学研究科委員会において外国人入学資格審査の提出書類をわかりやすいものに変更した（資料1-8-3～1-8-8）。また、2021年2月15日開催の経済学研究科委員会では、修士課程の入試科目について、2021年入試では3科目（社会保障論、ファイナンス論、国際会計論）増設し、受験者の選択肢を増やした（資料1-8-9～1-8-10）。2019年度入試からは入試問題の範囲</p>

	<p>や参考文献についての情報を「入試案内」としてホームページで知らせるようにした（資料 1-8-11）。また、学生募集及び入学者選抜の適切性については、2018 年度から経済学研究科自己点検評価小委員会において継続的に検討している（資料 1-8-12～1-8-16）。</p> <p>経済学研究科修士課程の認証評価受審当時の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.23 であったが、2021 年 5 月 1 日現在は 0.33（在籍学生数 4 名 / 収容定員 12 名）である（既出資料 1-7-5）。経済学研究科博士後期課程は認証評価当時、在籍学生がいなかったが、2021 年 5 月 1 日現在は 0.33（在籍学生数 2 名 / 収容定員 6 名）である（既出資料 1-7-5）。</p> <p>人間文化学研究科修士課程においては、指摘を受け、2019 年度入学試験より学内推薦入試を導入した（資料 1-8-17）。改善のために、大学院推薦入試を導入し、入試説明会用パンフレットを作成して説明会を実施した。</p> <p>人間文化学研究科修士課程の認証評価受審当時の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.29 であったが、2021 年 5 月 1 日現在は 0.45（在籍学生数 9 名 / 収容定員 20 名）である（既出資料 1-7-5）。</p> <p>栄養学研究科修士課程においては、構成教員が栄養学部教授会の構成教員でもあることから、2018 年 4 月 25 日開催の「栄養学部教授会」において審議のうえ学部活性化推進委員会を立ち上げ、学部の将来について栄養学研究科や食品薬品総合科学研究科も含めた形で議論を行ってきた（資料 1-8-18）。その過程で、指摘事項であった大学院修士課程への入学者を促進するため、まず学部から修士課程へとつながる学部学生の研究の機会を増やしていく方針を固め、選択履修科目である卒業研究の履修を促し、研究を促進してきた（資料 1-</p>
--	---

	<p>8-19～1-8-21）。また、2018年11月14日開催の「栄養学部教授会」において外部資金獲得委員会を立ち上げ、研究活動の推進に重要な競争的資金や外部資金の継続的な獲得を進めてきた（資料1-8-22）。さらに、2017年度より大学院説明会を毎年開催し（大学院説明会案内2017）、学部学生に対し大学院進学や栄養学研究科・食品薬品総合科学研究科に関する情報を発信してきた（資料1-8-23～1-8-27）。それらの結果、年々、卒業研究履修者数が増え、それに対して追走する形で栄養学研究科修士課程への入学者も増加・安定している現状である。</p> <p>栄養学研究科修士課程の認証評価受審当時の収容定員に対する在籍学生数比率は0.31であったが、2021年5月1日現在は0.83（在籍学生数10名/収容定員12名）である（既出資料1-7-5）。</p> <p>食品薬品総合科学研究科博士後期課程においては、構成教員の多くが栄養学部教授会の構成教員であり主な進学者として栄養学研究科の学生が見込まれることから、2018年4月25日開催の「栄養学部教授会」において審議のうえ学部活性化推進委員会を立ち上げ、学部の将来について栄養学研究科や食品薬品総合科学研究科も含めた形で議論を行ってきた（既出資料1-8-18）。その過程で、まずは栄養学研究科の指摘事項を改善するために、学部から修士課程へつながる学部学生の研究の機会を増やしていく方針を固めた。その方針に基づいて、まずは修士課程進学者数の増加を先行して促進・改善し、その数年後、修士課程進学者の増加を経た後、食品薬品総合科学研究科博士後期課程への進学者を見込む段階的取り組みに着手している（既出資料1-8-19、1-8-21）。その方針に則り進む現在、卒業研究履修者の増加により修士課程への進学率も向上しており（栄養学研究科の項参照）、博士課程への進学率が向上する下地が整いつつある。食品薬品総合科学研究科</p>
--	--

	<p>博士後期課程では 2018 年度から 2020 年度までは毎年在籍学生が存在しており、2019 年度は栄養学研究科から進学する学生（留学生）がでたものの、新型コロナに伴う社会情勢の変化により退学・帰国することとなり、認証評価受審当時と同様に 2021 年 5 月 1 日現在も在籍学生はいない（在籍学生数 0 名 / 収容定員 6 名）（既出資料 1-7-5）。</p> <p>大学全体においては、学長の諮問機関として、副学長を座長とする「大学院再編検討ワーキンググループ」を 2020 年 4 月より立ち上げ、研究科の魅力を高め、定員割れの解消を目指すことを含めた大学院の活性化等について検討を行ってきた。2021 年 1 月 21 日開催「大学院委員会」において答申書の報告を行い、2021 年 3 月 4 日開催「大学院委員会」において答申書への対応について進めていくことが了承された。2021 年度からは「大学院改革プロジェクト」に改編し引き続き検討を行っている。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法学研究科</li> </ul> <p>資料 1-8-1 2017 年 5 月 9 日第 3 回法学研究科委員会議事録（社会人入試導入）</p> <p>資料 1-8-2 神戸学院大学大学院 法学研究科の進学（入試）説明会（2019・2020 年度実施分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済学研究科</li> </ul> <p>資料 1-8-3 大学院経済学研究科委員会議事録（2020 年 11 月 17 日） 審議事項 2</p> <p>資料 1-8-4 大学院経済学研究科委員会議案（2018 年 6 月 22、27 日） 審議事項 2</p> <p>資料 1-8-5 2019 年度大学院入試（外部試験）改訂案</p> <p>資料 1-8-6 2019 年度大学院入試（英語外部試験）対象試験追加の件</p> <p>資料 1-8-7 大学院経済学研究科委員会議事録（2019 年 2 月 13 日）審議事項 7</p> <p>資料 1-8-8 大学院入学資格審査（経済学研究科）の件</p> <p>資料 1-8-9 大学院経済学研究科委員会議事録（2021 年 2 月 15 日）審議事項 11</p> <p>資料 1-8-10 2022 年度経済学研究科選考方法（筆記試験）の見直しについて</p> <p>資料 1-8-11 神戸学院大学 経済学研究科オリジナルサイト</p>

「経済学研究科 入試案内はコチラ！」

<http://www.eb.kobegakuin.ac.jp/~keizai/v03/graduate/index.html>

資料 1-8-12 経済学研究科自己点検評価小委員会（2018年12月6日）

資料 1-8-13 自己点検評価小委員会（2018年12月6日）協議事項2  
(学生募集及び入学者選抜の適切性の検証について)

資料 1-8-14 自己点検評価小委員会（2018年12月6日）協議事項3.5.の記録

資料 1-8-15 経済学研究科自己点検評価小委員会（2019年12月17日）

資料 1-8-16 経済学研究科自己点検評価小委員会議事録（2020年12月8日）

・人間文化学研究科

資料 1-8-17 2019年度大学院推薦入学試験要項

・栄養学研究科

資料 1-8-18 栄養学部教授会資料（2018年4月25日開催）

資料 1-8-19 栄養学部教授会資料（2019年9月25日開催）

資料 1-8-20 2019年度卒業研究発表会プログラム

資料 1-8-21 2020年度卒業研究発表会プログラム

資料 1-8-22 栄養学部教授会資料（2018年11月14日開催）

資料 1-8-23 大学院説明会 2017（教授会報告事項）

資料 1-8-24 大学院説明会案内 2017

資料 1-8-25 大学院説明会案内 2018

資料 1-8-26 大学院説明会案内 2019

資料 1-8-27 大学院説明会案内 2020

・食品薬品総合科学研究科

既出) 資料 1-8-18 栄養学部教授会資料（2018年4月25日開催）

既出) 資料 1-8-19 栄養学部教授会資料（2019年9月25日開催）

既出) 資料 1-8-21 2020年度卒業研究発表会プログラム

・全体

既出) 資料 1-7-5 大学基礎データ表3、4（大学基準協会 2017年度様式）  
(2021年5月1日現在)

既出) 資料 1-7-6 2018～2020 神戸学院大学 大学データ集（HP）

<https://www.kobegakuin.ac.jp/information/outline/data.html>

資料 1-8-28 2021年度 大学院入学試験要項

<https://www.kobegakuin.ac.jp/admission/postgraduate/>

--	--

No.	種 別	内 容
9	基準項目 指摘事項	7. 教育研究等環境  ポートアイランドキャンパスの図書館には専門的な知識を有する専任職員を配置していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	「図書館運営委員会」を基本、年4回開催し、図書館運営に関する重要事項を審議し、教育研究環境の充実と改善を図っていた。また、「自己点検評価委員会」のもとに、「図書館関係小委員会」を置き、自己点検・評価マネジメントシステムに基づき、教育研究環境の1年サイクルでの改善提案と検証を行っていた。専門的な知識を有する専任職員は、有瀬キャンパスの図書館に所属していたが、定期的（週1回以上）及び状況に応じポートアイランドキャンパスの図書館でも業務を行い学生サービスの向上に努めていた。
	評価後の改善状況	本学はポートアイランドキャンパス、有瀬キャンパスの2つのキャンパスを有し、十分な規模の図書館を各キャンパスに設置し、必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。  これまで、有瀬キャンパスの図書館所属の専門的な知識を有する専任職員のうち1名が、2018、2019年度において週5日間勤務のうち、3日間（2018年度は火・水・金曜日、2019年度は火・水・木曜日）をポートアイランドキャンパスの図書館において勤務を行い、業務委託先のスタッフ等とともに学生サービスの向上、学生や教員の教育研究活動等の支援を行ってきた。2020年度においては当該専任職員が他部署に異動したことにより、複数人いる専門的な知識を有する他の有瀬キャンパス図書館専任職員が必要に応じてポートアイランドキャンパスでの業務を行った（資料1-9-1）。認証評価受審年度当時から変わらず、定期的に「館長ミーティング」（原則1ヶ月に1回開催）を継続して行い、キャンパス間、また、業務委託先との情報共有に努めている（資料

	<p>1-9-2)。</p> <p>また、毎月実施している「図書館グループミーティング」にも業務委託先（利用・整理部門）の総括責任者が出席し、コミュニケーションを図るとともに図書館業務・施策の問題点やその改善策について話し合っている（資料 1-9-2、1-9-3）。</p> <p>なお、ポートアイランドキャンパスの図書館には専門的な知識を有する業務委託先のスタッフを配置（2018 年度 15 名中 13 名、2019 年度 14 名中 13 名、2020 年度 15 名中 14 名、2021 年度 16 名中 12 名）し、図書館の本部機能がある有瀬キャンパスの図書館には毎年、専門的な知識を有する専任職員を複数人配置（2018 年度～2021 年度の各年度 3 名）し、両キャンパスにおいて学生サービスの向上、学生や教員の教育研究活動等を支援している（資料 1-9-4～1-9-7）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
資料 1-9-1 図書館グループ専任職員（司書）ポートアイランドキャンパス勤務日数表	
資料 1-9-2 2018 年度～2021 年度図書館「館長ミーティング」・「図書館グループミーティング」等年間表	
資料 1-9-3 館長ミーティング、図書館グループミーティング議事録（一例）	
資料 1-9-4 Library Date 2018（8 頁）	
資料 1-9-5 Library Date 2019（9 頁）	
資料 1-9-6 Library Date 2020（10 頁）	
資料 1-9-7 大学HP（Library Date 2020 10 頁（6）図書館職員数（専任職員※・委託職員））	
<p><a href="https://opac.kobegakuin.ac.jp/?action=common_download_main&amp;upload_id=5671">https://opac.kobegakuin.ac.jp/?action=common_download_main&amp;upload_id=5671</a></p>	

## 2 改善勧告について

No.	種 别	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	法学研究科博士後期課程、栄養学研究科修士課程及び食品薬品総合科学研究科博士後期課程において、研究指導計画が策定されていないので、研

	究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に行えるよう是正されたい。
評価当時の状況	<p>法学研究科博士後期課程では、授業内容・方法の適切性の検証は、自己点検・評価プロセスの一環として、「自己点検評価委員会」のもとに置かれた「法学研究科小委員会」で行ったうえで、「法学研究科委員会」で審議し、改善につなげていた。また、研究指導の具体的方法として、指導教員が博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックしていたが、研究指導のスケジュールを明示しておらず、研究指導計画を策定していなかった。</p> <p>栄養学研究科修士課程では、教育内容・方法の改善を図るために研修の機会として、講演会を複数回開催していたが、組織的に図る体制の構築がなかった。研究指導においては、各指導教員が提示した個々の研究指導計画を教授会で承認し、その計画に基づき指導を行っていたが、研究指導方法及び内容、年間スケジュールの双方をあらかじめ明文化した研究指導計画を策定していなかった。</p> <p>食品薬品総合科学研究科博士後期課程では、授業、研究指導の改善に向けた検討は、科目の内容や担当教員を点検し、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と整合性ある教育内容になるようになっていた。また、指導教員が研究指導計画書を学生に渡し、研究及び論文作成の指導をすることになっていたが、研究指導方法及び内容、年間スケジュールの双方をあらかじめ明文化した研究指導計画を策定していなかった。</p>
評価後の改善状況	法学研究科博士後期課程では、2018年度以降、大学院教務委員が研究指導計画策定の準備を行い、「研究指導計画」（案）が2020年2月12日「法学研究科委員会」にて承認された（既出資料1-6-1、資料2-1-1）。2020年度以降の「大学院履修要項」や大学HPで周知を行っている（既出資料1-1-9）。

	<p>栄養学研究科修士課程では、2018年度より研究指導計画の策定を開始した（2018年2月28日開催栄養学研究科委員会承認）（資料2-1-2）。まず、それまで教員が個々に設けていた研究指導計画について統一をはかるに着手し（2019年度）、その後、統一された研究指導計画の明文化および年間スケジュールの構築に向けて草案を作成した（2020年2月12日開催栄養学研究科委員会承認）（資料2-1-3）。その草案に基づいて2020年度から仮運用を開始し、改訂を重ねた後、「栄養学研究科委員会」（2021年3月10日付）にて、最終案が正式な様式として承認された（資料2-1-4）。最終案は、研究指導計画、それに関わる提出書類様式、そして年間スケジュールとして2021年度より大学院履修要項に明記するとともに、研究科履修指導（2021年4月6日）を通じて周知を開始している（既出資料1-1-9、資料2-1-5）。</p> <p>食品薬品総合科学研究科博士後期課程では、2018年度より学位論文認定までの流れを含む研究指導計画の策定を開始した。2018年度から2019年度の準備期間を経て、課程博士学位論文作成要領および食品薬品総合科学研究科学位論文審査基準を明文化した草案を作成し、2020年2月26日開催「食品薬品総合科学研究科委員会」にて、正式に承認された（資料2-1-6）。この決定案は、課程博士学位論文作成要領および食品薬品総合科学研究科学位論文審査基準として、2020年度より大学院履修要項に明記し、周知している（既出資料1-1-8（p169、p170））。また同時に、研究指導計画の明文化にも取り組み、改訂を重ねた後、2021年3月10日開催「食品薬品総合科学研究科委員会」にて最終案が承認された（資料2-1-7）。最終案は、研究指導計画、それに関わる提出書類様式、そして年間スケジュールとして、2021年度より大学院履修要項に明記するとともに、研究科</p>
--	---

	履修指導（2021年4月6日）を通じて周知を開始している（既出資料1-1-9、資料2-1-8）。
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>法学研究科</p> <p>資料2-1-1 法学研究科「研究指導計画」（2020.02.12 研究科委員会承認）</p> <p>既出) 資料1-1-9 2021年度大学院履修要項 (P. 38)</p> <p>既出) 資料1-6-1 2020年2月12日 法学研究科委員会 議事録、資料</p> <p>・栄養学研究科</p> <p>資料2-1-2 栄養学研究科委員会資料（2018年2月28日開催）</p> <p>資料2-1-3 栄養学研究科委員会資料（2020年2月12日開催）</p> <p>資料2-1-4 栄養学研究科委員会（2021年3月10日）議事報告書</p> <p>資料2-1-5 2021年度栄養学研究科説明会資料</p> <p>既出) 資料1-1-9 2021年度大学院履修要項 (P. 152-156)</p> <p>食品薬品総合科学研究科</p> <p>資料2-1-6 食品薬品総合科学研究科委員会資料（2020年2月26日開催）</p> <p>資料2-1-7 食品薬品総合科学研究科委員会資料（2021年3月10日開催）</p> <p>資料2-1-8 研究科履修指導資料（2021年4月6日開催）</p> <p>既出) 資料1-1-8 2020年度大学院履修要項 (P. 166-171)</p> <p>既出) 資料1-1-9 2021年度大学院履修要項 (P. 182-190)</p>